

和泉市条例 対象用途表

		学	館	博	集	映	旅	児	病	診	百	飲	遊	個	浴	寄	共	
		学校・学校体育館	水泳場・スポーツ練習場	図書館・美術館	公会堂・集会場	観覧場（屋外観覧場は除く）	劇場・映画館・演芸場	ホテル・旅館 （児童福祉施設等 （入所施設があるもの）	病院	診療所 （入院施設があるもの）	百貨店・マーケット 展示場・物販店舗	飲食店	遊技場	ダンスホール・ナイトクラブ・ キャバレー・バー	個室ビデオ店等	公衆浴場	寄宿舎・下宿	共同住宅
調査項目 B1	第10条	対象となる用途 調査結果表4（和泉市条例） 和泉市建築基準法施行条例																
	第18条	○	○		○	○												
	第19条				○	○												
	第24条				○	○												
	第36条							○										
	第41条																○	○
	第48条の2 第4項														○			
B2	第12条	○																
	第26条							○			○	○		○	○			
	第39条																○	○
	第48条の2 第1項、3項													○				
B3	第19条				○	○												
B4	第13条	○																
	第22条				○	○												
B5 ~ B8	第12条	○																
	第13条	○																
	第48条の2 第1項、3項													○				
B9	第23条				○	○												
	第35条						○							○				
	第40条																○	○
B10	細則第59条				○	○												
	第20条				○	○												
B11 ~ B14	第14条		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第17条				○	○												
	第20条				○	○												
B14	第21条				○	○												
	第30条																○	
B15	第50条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
B16	第51条	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

調査項目の欄に一つでも○があれば、その該当条文について判定

スポーツ練習場でなくても、○があれば該当（準用）

※この表の利用方法・・・物販店用途の場合(百)
 該当項目B1・B2・B11～B14・B15・B16 を、施行条例第10条・第14条・第26条・第50条・第51条 の内容について調査・判定を行う
 ※ 事務所用途については該当箇所はありません。
 ※ 条令の内容については、和泉市建築基準法施行条例 を確認してください。